



C A L I F O R N I A

DEPARTMENT OF JUSTICE

V I C T I M S ' S E R V I C E S U N I T



2008年被害者権利章典

マーシー法カードおよび支援リソース

被害者に対し、正義および適正手続の権利を保障する

担当官氏名：

電話番号：

検察官氏名：

電話番号：

警察報告書番号：

最高裁判所番号：

被告人氏名：

生年月日：

2008年11月4日、カリフォルニア州の住民は「2008年被害者権利章典（マーシー法）として知られる提案9号を承認した。当該法案は、被害者にさらなる権利を付与するため、カリフォルニア州憲法を改正した。本カードには、被害者権利章典の特定条項および支援リソースに関する情報が記載されている。犯罪被害者は、マーシー法および地域の被害者・証人支援センターに関する追加情報を、司法長官被害者支援部門（1-877-433-9069）にお電話いただくか、当局のウェブサイト（www.oag.ca.gov/victimservices/contact）を通じて取得することができる。

「被害者」とは、カリフォルニア州憲法において、「犯罪または非行の実行もしくは未遂により、直接的または脅威による身体的、精神的、あるいは経済的被害を受けた者」と定義されている。「被害者」という用語には、当該本人の配偶者、親、子、兄弟姉妹、または保護者が含まれるほか、犯罪被害者が死亡している場合、未成年である場合、または身体的または精神的に無能力である場合には、当該法定代理人も含まれる。「被害者」という用語には、犯罪で拘束されている者、被告人、または裁判所が未成年被害者の最善の利益のために行動しないと認定した者は含まれない。（カリフォルニア州憲法第1編第28条(e)）

州全域犯罪被害者向け支援リソース

成人保護サービス：当該機関は、ネグレクト、虐待、または搾取の被害を受けた高齢者および扶養を要する成人の健康と安全を保護することを目的としている。虐待またはネグレクトを通報する場合、あるいはお住まいの郡の成人保護サービスに連絡する場合は、1-833-401-0832 までお問合せのこと。

カリフォルニア州矯正・更生局 被害者・生存者権利・支援局 (OVSR)：当該機関は、加害者がカリフォルニア州の刑務所に収容されている場合に、仮釈放審理、仮釈放条件、拘禁状況の変更、および賠償に関する情報を提供している。ご不明な点や支援が必要な場合は、1-877-256-6877 までお電話いただくか、www.cdcr.ca.gov/victim_services にメールでお問い合わせのこと。

犯罪被害者補償プログラム：カリフォルニア州被害者補償委員会 (CalVCB) は、最終的な支払機関である。適格要件を満たす場合、CalVCBは犯罪によって生じた費用に対する償還を通じて支援を行うことができる。適格要件、CalVCB が補償対象とする犯罪および補償対象経費の詳細については、お近くの被害者支援センターまたは CalVCB (1-800-777-9229) に直接お問い合わせいただくか、www.victims.ca.gov をご確認ください。

カリフォルニア州被害者リソースセンター：被害者に対し、権利に関する情報、居住地域における支援リソース、および損害賠償に関する情報を提供する。ご不明な点や支援が必要な場合は、1-800-VICTIMSまでお電話いただくか、www.1800victims.org にメールでお問い合わせのこと。

カリフォルニア・リレー・サービス：当該機関は、発話に障がいのある方、聴覚障がい者、または難聴者の通話を支援するため、特別な訓練を受けたコミュニケーション・アシスタントを提供している。ご不明な点や支援が必要な場合は、711 にダイヤルするか、1-800-735-2929 までお問い合わせのこと。

被害者・証人支援センター：お住まいの地域における被害者・証人支援センター、被害者擁護、刑事司法手続に関する情報その他の支援リソースについては、司法長官被害者支援部門 (1-877-433-9069) にお電話いただくか、www.oag.ca.gov/VictimServices を通じて取得することができる。

地域密着型修復的司法プログラム：カリフォルニア州刑法第679.02条および第679.027条に基づき、「修復的司法」は、被害が発生した際に、加害者の責任、癒やし、そして関係の修復を促進するものである。これらの手続には、被害を受けた者、加害者、当該家族、そして地域住民との間で行われる調整された対話が含まれ得る。これにより、被害の根本的原因と影響を探求し、責任の自覚と癒やしを支援することを目的としている。修復的司法のプロセスは、多くの場合、加害に対する深い理解、有意義な責任の表明、そして被害の修復に向けた具体的な行動（被害の回復措置、地域または個人への奉仕活動、就労やカウンセリングへの参加、損害賠償の支払）に関する合意をもたらす。お住まいの郡における地域密着型または地方自治体による修復的司法プログラムに関心がある場合は、カリフォルニア州司法長官被害者支援部門 (1-877-433-9069) にお電話いただくか、当局のウェブサイト www.oag.ca.gov/victimservices/contact よりお問合せのこと。

全米犯罪被害者向け支援リソース

全米犯罪被害者センター：1-202-467-8700 • victimsofcrime.org



CALIFORNIA DEPARTMENT OF JUSTICE

OFFICE OF THE ATTORNEY GENERAL

被害者権利章典

カリフォルニア州憲法第I編第28条(b)

被害者の正義および適正手続に対する権利を保護・擁護するため、被害者は以下の権利を有するものとする。

1. 刑事または少年司法手続全体を通じて、公正かつそのプライバシーおよび尊厳を尊重される取り扱いを受けること、および威圧、嫌がらせ、虐待から自由である。
2. 被告人および被告人の代理として行動する者から合理的に保護される。
3. 被告人の保釈金の額および釈放条件を決定する際に、被害者および当該家族の安全が考慮される。
4. 被害者または当該家族の所在を特定したり、嫌がらせを行ったりする目的で利用され得る情報、または医療・カウンセリング等の過程でなされた秘匿性のあるやり取りを含む記録、その他法令により秘匿または特権として保護される情報が、被告人、被告人の弁護人、またはその代理人に開示されることを防ぐ。
5. 被告人、被告人の弁護人、またはその代理人による面談、宣誓証言、または証拠開示の要請を拒否する権利、および被害者が同意する面談については、その実施に関して合理的な条件を設定する。
6. 被告人の逮捕（検察官が把握している場合）、起訴された罪状、被告人の引渡しの判断に関して、検察機関から合理的な通知を受け、要請があればこれらについて検察機関と合理的に協議する権利、および要請があった場合には、公判前に事件が処分される際の通知および事前説明を受ける。
7. 被告人および検察官が出席する権利を有するすべての公開手続（少年非行手続を含む）および仮釈放その他の有罪判決後の釈放に関する手続について、要請に基づき合理的な通知を受ける権利、並びにそれらすべての手続に出席する。
8. 逮捕後の釈放決定、罪状認否、量刑、有罪判決後の釈放決定、その他被害者の権利が問題となるあらゆる手続（少年非行手続を含む）において、要請があれば意見を述べる。

9. 迅速な裁判および事件ならびにそれに関連するすべての判決後手続の迅速かつ最終的な解決を受ける。
10. 被告人の量刑前に実施される調査において、犯罪が被害者および当該家族に及ぼした影響および量刑に関する意見について、保護観察局の担当官に情報を提供する。
11. 法律により機密とされている部分を除き、被告人が閲覧可能となった時点で、要請に応じて量刑前報告書を受け取る。
12. 要請があった場合には、被告人の有罪判決、量刑、収監場所および収監日時、その他の処分、被告人の予定釈放日、ならびに被告人の釈放または逃走に関する情報を知らされる。
13. 損害賠償を受ける。
 - A. 犯罪行為によって損害を被ったすべての者が、その損害を生じさせた犯罪について有罪判決を受けた者から賠償を求め、これを確保する権利を有することは、カリフォルニア州民の明確かつ疑いない意思である。
 - B. 犯罪被害者が損害を被ったすべての事件においては、科された刑罰や処分の内容にかかわらず、有罪判決を受けた加害者に対して賠償が命じられなければならない。
 - C. 賠償を命じられた者から徴収されたすべての金銭的支払、金銭、および財産は、まず被害者に対する賠償金の支払に充てられなければならない。
14. 証拠としての必要性がなくなった財産については、速やかに返還を受ける。
15. すべての仮釈放手続について知らされる権利、仮釈放手続に参加する権利、加害者の仮釈放に先立ち考慮されるべき情報を仮釈放当局に提供する権利、ならびに要請があった場合には加害者の仮釈放またはその他の釈放について通知を受ける。
16. 仮釈放その他の判決後の釈放決定がなされる前に、被害者、当該家族、および一般市民の安全が考慮される。
17. 第(1)項から第(16)項に列挙された権利について通知を受ける。

被害者、その選任弁護士、被害者の法定代理人、または被害者の要請に基づく検察官は、当該事件の管轄を有する第一審裁判所または控訴裁判所において、上記の権利を当然の権利として行使することができる。裁判所は、当該請求に対して速やかに対応しなければならない。

(カリフォルニア州憲法第I編第28条(c)(1))